

家賃及び共益費代理納付申込書

年 月 日

平塚市福祉事務所長

氏 名
(申込者)

住 所

電話番号 ()
申込者との関係 (本人・扶養義務者・同居の親族)

私は、裏面の「家賃及び共益費代理納付に関する留意事項」を承諾の上、下記の理由により家賃及び共益費の代理納付を申込みます。

被保護者	氏 名	
	住 所	電話番号 ()
賃貸人	氏名 (会社名)	
	住 所 (所在地)	電話番号 ()
家賃の金額	月額	円
共益費の金額	月額	円
契約期間	年 月 日	～ 年 月 日

家賃及び共益費代理納付に関する留意事項

- 1 家賃及び共益費代理納付（以下「代理納付」という。）とは
保護の目的を達成するために、基準額内の家賃と共益費を、被保護者に代わって家主又は管理業者等に支払うことをいいます。
- 2 代理納付の対象者
家賃滞納者及び平塚市福祉事務所（以下「福祉事務所」という。）が定めた者。
- 3 代理納付先について
代理納付先は家主又は管理業者等とします。なお、家主以外の者を支払の対象とする場合、管理委託契約書等の書面により、家賃集金業務の委託を受けていることを確認します。
- 4 代理納付の範囲
家賃については、福祉事務所の住宅扶助認定額が代理納付の額となります。
共益費については、契約書上の共益費を生活扶助費から代理納付します。
なお、代理納付額は、最低生活費や収入認定額の変更により納付額が変更となる場合があります。その場合、変更額を家主又は管理業者等及び被保護者に通知しますので、必要に応じて実家賃と納付額との差額を被保護者に請求してください。
- 5 代理納付の納付日
代理納付は保護費支給日である毎月5日（5日が金融機関定休日の場合、その前営業日）に行います。
なお、賃貸借契約上、家賃の支払日が前月末となっている場合も、同様です。
- 6 その他
家主又は管理業者等の変更及び被保護者に対する保護の変更、停止、廃止により、代理納付額が過払いとなり、福祉事務所長から戻入の通知があった場合は、速やかに過払い額を返還してください。
家賃や振込先口座が変更となった場合あるいは家主又は管理業者等が変更となった場合は、速やかに福祉事務所に届け出てください。
保護の変更、停止、廃止により代理納付の適用が中止となった場合、その旨を家主又は管理業者等及び被保護者に通知します。
代理納付を実施する上で知り得た被保護者の個人情報、個人情報保護法に基づき適正に取扱ってください。
代理納付の実施により、家主又は管理業者等に対し福祉事務所が代理納付以外の責を負うものではありません。

以 上